

府中市情報公開・個人情報保護審議会会議録
(平成26年度第1回)

1 日 時 平成27年2月13日(金)
午後1時30分から午後3時まで

2 場 所 府中市役所北庁舎3階第6会議室

3 出席者

(1) 委員 加藤 隆之
加藤 哲実
岡田 テイ子
木野 貴夫
志水 清隆
鈴木 徳太郎
中嶋 正樹
松木 俊樹
室 惇子

(2) 市職員 市民部総合窓口課長補佐 谷本 耕一
市民部総合窓口課管理係長 鈴木 雄介
文化スポーツ部生涯学習スポーツ課長補佐
古田 実
文化スポーツ部生涯学習スポーツ課事務職員
林 俊泰
福祉保健部障害者福祉課長補佐 相馬 修央
福祉保健部障害者福祉課主任 小野寺 雄史
子ども家庭部児童青少年課長 赤岩 直
子ども家庭部児童青少年課放課後児童係長
阿部 美佐

(3) 事務局	政策総務部広報課長	佐藤 直人
	政策総務部広報課課長補佐	田中 啓信
	政策総務部広報課広聴担当主査	高野 真也
	政策総務部広報課広聴担当主任	津留 一敏

(4) 傍聴者 なし

4 議 題

- (1) 収集禁止事項の収集について (審議事項)
- (2) 個人情報取扱事務届出の一覧について (報告事項)

5 議事要旨 別紙のとおり

平成26年度第1回 府中市情報公開・個人情報保護審議会 議事要旨

--- (資料確認、事務局(広報課長)挨拶については省略します。) ---

- (会 長) それでは、議事を進行いたします。
まず、本日の審議会につきましては、府中市情報公開条例第32条において会議公開の原則が定められておりますので、これに従い、原則公開としたいと思っておりますので、皆様よろしくお願いいいたします。
また、議事録は、市政情報公開室や中央図書館、ホームページ等で公開となりますが、議事に関して発言した委員の方の表記は、私の場合は「会長」、皆様は「委員」のみとなり個人名が特定できない形になります。なお、本日は傍聴希望者がいらっしゃいませんでしたので、このまま進めたいと思っております。
それでは、ただいまから平成26年度第1回府中市情報公開・個人情報保護審議会を開会いたします。
本日の審議会ですが、現在のところ10名の委員のうち9名に出席していただいておりますので、府中市情報公開・個人情報保護審議会規則第4条第2項に定める会議を開くことのできる出席委員の人数を満たしていることを報告いたします。半数以上の出席で開会できます。それでは議題に入ります前に、本審議会も約1年ぶりの開催になりますので、今一度委員の皆様のお顔とお名前を確認し合うという意味で、順にお名前をおっしゃっていただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。
- (委 員) --- (委員の紹介については省略します。) ---
- (会 長) それでは、会議次第の「2 議題」に入りたいと思っております。まず(1)の審議事項「収集禁止事項の収集について」、事務局より説明をお願いします。
- (広報課長補佐) それでは、お手元の資料に基づき、ご説明いたします。
資料の見出し 「収集禁止事項の収集について(諮問)」をご覧ください。初めに、諮問書を朗読いたします。
「平成27年1月30日。府中市情報公開・個人情報保護審議会会長加藤隆之様。府中市長高野律雄。収集禁止事項の収集について(諮問)。本市において、新たに開始する個人情報を取り扱う事務等のうち、府中市個人情報の保護に関する条例第8条の規定により、府中市情報公開・個人情報保護審議会に諮問する事務は、別紙諮問事務一覧表に掲げるとおりです。つきましては、当該事務において、収集禁止事項を取り扱うことの可否について、ご意見を答申くださいますよ

う、お願い申し上げます。」

本日ご審議いただきますのは、この諮問書に書かれておりますとおり、本市において新たに開始する個人情報を取り扱う事務等において収集禁止事項を取り扱うことの可否についてでございます。

続きまして見出し「府中市個人情報の保護に関する条例」、43ページの第8条をご覧ください。この条文は、個人情報の収集の禁止について定めたもので、思想等の内心に関する事項、社会的差別の原因となるおそれがある事項、犯罪に関する事項及び病歴その他心身に関する事項、これらについては不適切に取り扱われた場合に、本人に不安や苦痛を感じさせる程度が大きい、もしくは本人の権利利益を侵害する可能性があると考えられることから、法令等に定めがあるとき、または本審議会の意見を聞いて職務執行上特に必要であることが認められたときを除いて、実施機関が当該個人情報を収集することを禁止するものでございます。本件はこの規定により、収集禁止事項の収集にあたり本審議会にご意見をいただきたく諮問するものでございます。

次に見出しの3ページにお戻りください。資料1「諮問事務一覧表」をごらんください。一覧の1「戸籍に記載がない者に関する情報の把握及び支援事務」からご説明させていただきます。事務の対象となる個人の範囲は、日本国籍を有するものの戸籍に記載がない者、以下無籍者と言います、の母で、収集する情報の内容は本籍地、情報を取り扱う理由は、無籍者が適正な手続により戸籍に記載されるように支援するためでございます。事務の概要等は見出しの、4ページから21ページにございますのでご覧ください。このうち資料19ページ、法務省民事局民事第一課堤補佐官並びに総務省自治行政局地方情報政策室長の連名による通知の記2にございますとおり、当該事務は各市における個人情報保護条例に基づいて対応することと示されております。

では、資料3ページの諮問事務一覧にお戻りください。続きまして一覧の2、「家庭教育学級」でございますが、事務の対象となる個人の範囲は、託児を利用する家庭教育学級申込者の児童、収集する情報の内容は対象児童の平熱、排泄の状況、食物アレルギーの種類等でございます。情報を取り扱う理由は、児童を預かり保育するにあたり当該児童の身体の安全を図るためでございます。事業の概要は資料22ページから26ページをご確認ください。なお、当該事業は従前から実施しているものでございますが、本審議会への諮問がなされていなかったため、このたび諮問させていただきました。事後になってしまいましたことをお詫びいたします。

続きまして、一覧の3「府中市在宅障害者（児）委託型緊急一時保護事業」でございますが、事務の対象となる個人の範囲は小学生以上65歳未満の障害児、収集する情報の内容は障害児の病歴その他の心身に関する事項として、障害の種別や等級、服薬や健康の状況、食物

アレルギーの有無、食事介助の要否等です。情報を取り扱う理由は、在宅で生活する介助が必要な障害児を緊急に短期間施設で受け入れる際に安全な支援を行うとともに、万が一の緊急時に医療機関等に提供する必要のある情報を把握するためでございます。事業の概要は資料27ページから37ページをご確認ください。

最後に、一覧の4「放課後子ども教室事業」でございますが、事務の対象となる個人の範囲は当該事業に参加する児童、収集する情報の内容は食物アレルギーの有無、原因物質、症状及び対処方法。情報を取り扱う理由は、小学校の夏季休業期間中に昼食を持参する参加児童の安全を図るためでございます。事業の概要は資料38ページをご確認ください。なお、当該事業につきましては、従前から実施しているものでございますが、収集する情報につきましては、先の理由により今年度の夏の事業実施に先立ちまして、新たに収集する必要があると判断しましたが、本審議会に諮問するいとまがなかったため、事後の諮問となってしまったもので、重ねてお詫びを申し上げます。

以上、4件の事業でございます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

(会 長) ありがとうございます。それでは、1つずつ見ていきたいと思えます。まず、1つ目の「戸籍に記載がない者に関する情報の把握及び支援事務」につきまして、皆様のご意見を賜りたいと思えます。ご質問のある方はお願いいたします。

(委 員) 確認ですが、一覧表の中で無籍者について「日本国籍を有するものの戸籍に記載がない」と書かれていますが、戸籍に記載がなければ日本国籍とはならないのでは。

(会 長) 担当課の方が詳しいのかもしれませんが、恐らく日本国籍については許可とか具体的な行政行為は要らないのです。つまり、血統主義で自動的に貰えるものなので、国籍は日本国籍であることは間違いのないのです。ただ、パスポートとかを取るときに、いわゆる戸籍がないので行政サービスが受けられないということで、無国籍というのと無籍者を分けているのだと思うのですが、今のでよろしかったですか。

(総合窓口課長補佐) そうですね。国籍と戸籍はまた別の問題と。

(会 長) 別の問題ですよ。あと、形式的なことなのですが、一覧表の収集禁止事項に「本籍地」と書かれているのですけれども、法務局からおりてくる文書を見ますと、正確には、本籍地というより通称とか生年月日、連絡先等とかそういった情報全てということでよろしいですか。

(総合窓口課長補佐) 資料の13ページをお開きいただいて、ちょっと字が小さくて見づらいかもしれないのですが、この法務局に報告する表の事項の中に、無籍者の母の「氏名」、「ふりがな」、「現在の本籍地」という項目がございます。この「本籍地」について収集禁止事項に該当するという事で、諮問をさせていただいたという状況でございます。

(会 長) 本籍地以外は問題ないのですか。

(総合窓口課長補佐) 個人情報の保護に関する条例の第8条第2項に、収集禁止事項として「社会的差別の原因となる事実に関する事項」という規定がございます。本籍地についてはこれにあたるのではないかとということで、法務局への報告内容のうち、母の本籍地情報、この一点について、収集することが果たして妥当なのか、皆様のご意見を伺いたいということでございます。

(会 長) わかりました。ありがとうございます。

(委 員) 要するに、今回本籍地を確認したいというのは、日本人の子であるかということを確認するために本籍の確認が要するという事ですか。

(総合窓口課長補佐) 通常は、生まれたお子さんが無籍者というケースが殆どでして、その無籍者の方がどこの戸籍に入るかとなると、まずは母親の戸籍に記載するという事になります。そういった意味では、法務局としてはその母親の戸籍がどこにあるのか、そういった情報を収集したいということで、各区市町村にその情報までの提供を求めているといった状況になっております。

(会 長) 恐らく、委員の聞いている意味は、もう一段踏み込んだ、どういった観点で、「本籍地情報」が条例第8条第2項の社会的差別の原因となる事項に該当するのかということだと思えます。私は、出身とか出自に関係するからではと思ったのですが。

(総合窓口課長補佐) 本籍地情報が社会的な差別の原因になるという考え方については、いわゆる同和問題というものが根本にあると考えています。

(会 長) やはりそうですか。国籍云々ではないのかなという気はします。ほかにございますか。

(委 員) 個人情報の開示ということに関して、条例の趣旨としては、基本的に当事者にとって利益となることであれば開示が許されるということだと思えます。それで、この事務について、当事者への配慮ということでは、資料の15ページに記載があり、「配慮」という言葉は使っていませんが、いろいろな事情があって無籍者のままでいたいというケ

ースもあるだろうし、それから母親の気持ちとしてというか、前夫との関係にいろいろと問題があった場合にそのままにしてほしいというケースがあり得る。そういった場合にどうするかということですが、もしも強制的に本籍地を開示するという事になれば、当事者あるいはその母親にとって不利益がもたらされることもあると思うのです。だから、その点に関しては、かなり吟味した上で、たとえ認めるにしてもその作業を経なければいけないと思っています。

(会 長) そういった面では、具体的にはどういう手続が考えられるのでしょうか。

(総合窓口課長補佐) 基本的には、無籍者といえども住民登録をすることができるため、いわゆる行政サービスは受けられる状況になっているのですが、その方が成人して、例えば、運転免許証やいろいろな資格を取ろうとしたときに戸籍謄本がないと取れない。また、その方が誰かと婚姻をするといったときにも、当然無籍者ですから婚姻届が提出できないということがあるので、将来的に生じるであろう様々な法的な手続のことまで考えれば、戸籍がないことによる不利益というものも多々あると思います。逆に、そういったことがない、特に資格も取らないし、将来にわたって婚姻等をしないということであれば、それほど大きな影響は出ないのかなとも正直思います。ただ、国としては、無籍者の解消を図るという考えで進んでいるという状況にあるので、各自治体に情報提供を呼びかけているというところでは。

(委 員) どうもありがとうございます。よくわかりました。

ただ、問題は、ここで今回これを認めた場合に、母親が本籍を開示したくないといった場合、強制的に開示させることができるというか、調査することができるわけです。

そうなる、いろいろな人やいろいろなケースがあると思いますので、母親の意思を尊重するといいますが、あなたの本籍地をこういう形で法務局に届けてよろしいですか、あるいは今回の戸籍係に届け出てもよろしいでしょうかというように、母親の意思を確認した上で開示するという条件をつけることもあり得るのかという、その点を考えなくてはいけない、皆さんに審議していただきたいと思うのです。要するに、当事者の利益を配慮してということですが。

(総合窓口課長補佐) 今回の無籍者にかかる手続のフローでは、まずはその方が法務局へ相談に行っていて、それから家庭裁判所の許可を受け、さらに本籍地の市役所に戸籍の記載の申し出をするといった流れになっております。そのため、当初の段階で、市としてお母様の本籍地情報まで収集する必要があるのかどうかというところが、正直に申しあげて、市として疑義が生じている部分です。と申しますのも、詰まるとこ

る、法務局へ相談に行って、家庭裁判所の許可を受けた後は、当然お母様の戸籍に記載をしていただくようになりますので、その前段である各自治体においてお母様の本籍地を収集する必要があるのかというところでございます。

(会 長) 確認ですが、無籍者の人が自分で申立てをして、法務局に行かれて、裁判所の判断を挟んで、最終的に母親であることが間違いないということになれば、強制的にその無籍者がその戸籍に入るわけですね。それでは、なぜ法務局はこれを求めてきているのですか。

(委 員) 問題は、法務局に相談してくださいという案内を市役所がしたとしても、行かない人が出てくると思うのです。そうするとその人は一生無籍のままにいることになりますので、それはよろしくないという、法務省の判断ではないかと思うのですが。

(会 長) なるほど。

(委 員) とにかく全員を有籍者にしたい、それが基本にあって、もちろんその大きな理由としては無籍者を保護するというか、有籍者に転換して必要なもろもろのサービスを受けてもらうという、当然それはそうなのですが。ですから、その辺の立ち入り方というか、そこまで必要なかどうかという問題ですね。もし当事者にとって嫌だったら強制する必要はないと思いますので、その辺は皆さんのご意見を伺ってということになるかと思えますけれども。

(総合窓口課長補佐) 資料20ページをお開きいただきたいのですが、こちらは戸籍法の関係条文を抜粋した資料となります。こちらの第44条第1項には、市町村長は、届出を怠った者があることを知ったときは、相当の期間を定めて、届出義務者に対し、その期間内に届出をすべき旨を催告しなければならない、とありますが、これはあくまでも本籍地のある市町村になります。そうすると、この無籍者の問題が出たときには、母親の戸籍のある市町村が催告を行うことになりますので、恐らく、法務省としては、そういったところも踏まえて、母親の戸籍はどこにあるのか、どこの自治体の市町村がその催告を行っていくのか、この辺の情報を掴みたいということで、予め母の本籍も報告しなさいと記載しているのではないかと解釈しております。

(会 長) ほかに、ご意見はございますか。

(委 員) この条文では、「届出を怠った者」とあります。このような者に催促をしなければならないということは、届出をしなければならないのに、催告に応じない人が多いというわけですか。

(総合窓口課長補佐)

今回、この無籍者の問題が発生した背景について、ちょっと説明させていただきますと、法律上は、離婚後300日以内に生まれたお子さんは、前の旦那さんのお子さんだと規定されているのですが、中には、前夫ではなく、それ以降にお付き合いした方との間で、いわゆる遺伝子上の親子関係がある場合があって、それを明確にするには、裁判所の許可が必要、さらには前夫の協力も必要ということがございます。しかしながら、今はDVの問題とか、前夫とは関わりたくないというケースもあるために、お母さんとしては、生まれた子が後にお付き合いされた方の子どもだということはわかりつつも、その手続を踏めないという事情を抱えていたりですとか、あるいは、経済的な理由によって、例えば産院とか病院等で出産したものの、出産費用を支払えないということで、出生証明書を貰わずに黙って退院してしまい、出生届を出すときに必要な証明書がないために出生届を出さないとか、あとは、戸籍上、出生を届け出るという法的な知識をお持ちでない方、昔は届出をするとお金を取られるという話もあったようで敢えて出生届を出さなかったという方など、もろもろの問題から、生まれたお子さんがどこの戸籍にも入っていないという状況が生まれているということでございます。

(委員)

この問題に対して、市のほうで、こうしたほうがいいのか、法的に決まっていなければいけないとか、そういうアドバイスをしたり、そのような人を救うために何かをするということはないのですか。

(総合窓口課長補佐)

まさに、それが今回の無籍者への届出のご案内ということになってきます。いずれにしても、戸籍への記載については、家庭裁判所から、お子さんが前夫の子ではないという証明を貰わないかぎり、前夫の戸籍に入ってしまうとか、前夫が父という形の表示をされてしまいますので、最終的に、その手続をとっていただくようになる以上、その前段階である市の対応としては、法務局をご案内する程度ということとなります。

(委員)

今のお話で、前夫あるいは現在の夫の協力がなくても、別の男性の子として届け出ることはできるようになっているようです。ホームページで見たところ、家庭裁判所が一番確実ですが、それ以外にも幾つか方法がある。ですから、そういったところも含めて、先ほど申しあげましたように、お母さんが法務局に相談に行って、いろいろなやり方を教えてもらうということなのだろうと思います。

(総合窓口課長補佐)

補足させていただきますと、いわゆる前夫とであれば、親子不存在の裁判を起こして裁判所で見取ってもらう、もしくは強制認知という

形の手続きをとってもらおうということになります。ただ、それにも少し条件があり、全てが受けられるものではないので、ケース・バイ・ケースでご案内はできるとは思います。

(会 長) 細かくて申し訳ないのですが、親子関係不存在ではなく、嫡出否認の訴えではないですか。親子関係不存在は無理ですよ、推定期間に入っていますから。

(総合窓口課長補佐) そうです。失礼しました。訂正させていただきます。

(会 長) 若干、戻って申し訳ないのですが、もう一度確認したいのですが、戸籍がない場合、日本人であるという証明はできるのですか。証明するには戸籍が必要ですよ。例えばパスポートを取得するときとか。

(総合窓口課長補佐) 今、無籍者の方であってもパスポートが取れるように、外務省では対応を図っていると聞いております。

(会 長) 戸籍以外に何で証明するのですか。あと、結婚は大丈夫ですか。

(総合窓口課長補佐) 婚姻は、やはり戸籍を作ってからということになります。

(会 長) 戸籍がないとだめなのですよ。

(総合窓口課長補佐) 旅券の発給につきましては、嫡出否認や強制認知の訴えを行っている旨の証明書を提出することにより、発給が受けられることになっていきます。因みに、住民票への記載も同じ資料に基づいてできることになっており、府中市においても平成26年7月以降で6件ございました。その方達は全て裁判も終わり、戸籍の記載も全て完了しております。

(会 長) それでは、まとめてみますと、やはり、先ほどご意見がありましたけれども、恐らく、無籍者本人が何とかしようということをやっているのであれば、幾らでも手段が見つかって、本籍をこちらが言おうが言うまいが、最終的に戸籍を取得することができると思うのです。そうなると、確かに、法務省が言っているのは、本人が言ってこない場合を含めて把握したいのだと。本人がどう思っているかということよりも、まず状況を把握して、なるべく戸籍が把握できないような人間を少なくしたいと、言い方は悪いのですが、多分それが1つの目的ではないのかという気がするのですが。

(総合窓口課長補佐) そうですね、昨年あたり、無籍者は何人いるのかということが新聞報道等でかなり取り上げられ、それを受けて、国は、昨年の10月

に、無籍者の数を279人と発表したのですが、でもそれは、全国の市町村に照会したけれども、その約1割にあたる187市町村からしか回答がなくて、その合計が279人であったというわけです。それなら当然、実際には、もっと、何千人といるのではないか。そういった声を受けて、法務省は今、無戸籍の解消に向け、全国の市町村に実態調査の報告を求めているという状況になっています。

(会 長) 先ほどの、利益の対立の軸なのですが、もちろん母親の事情もあるとは思いますが、一方では無籍者の福祉というか、絶対にそちらに利益があると言い切れれば情報を渡したほうがいいのではと言えるのですけれども、この辺を法務局は実際どういうふう考えているのかということについて、ご存じではないですか。

(総合窓口課長補佐) 法務局としては、そういった相談があれば、できるだけ手続を進めるということを言っておりますが、それは本人が…。

(会 長) 来る場合、望む場合ですね、むしろ。

(総合窓口課長補佐) そうですね。やはり、ある程度希望しない限りは、戸籍の記載がされませんので、そこは市民の方の考え方一つになってくるところはあると思います。

(委 員) ですから、問題はそれを尊重していかどうかということですね。普通は尊重していいと思うのですが、ただ、国民の福祉というものを踏まえると、そういうことはあってはいけないという判断もあり得ると思うのです。

(委 員) 私は、まず、本籍地情報が、個人情報の中でもセンシティブ情報に当たるかという問題があるのではないかと思います。そこまでは当たらないとした場合に、母親の本籍を知られたくないという自身の利益と、子の福祉の観点から調査すべきだという、そのどちらを取るかということについて結論を出せばよろしいのかなと思います。

母親の利益を考えれば、そういうものは秘密にしておきたいというのはわかるのですが、一方で戸籍がないことによる子の不利益というものも見過ごしがたいものがありますので、そうすると国が調査して、個別に手続をとるよう促していくということは、それが不適切かというところでもないように思われます。

個人的には、この福祉の点を考慮して、この程度の国の関与であれば、強制するわけではないので、個人情報を収集した上で手続を促すというのは間違っていないのかなと考えております。

(会 長) わかりました。ありがとうございます。実は私も正直、最終的に

は、法務局がこの情報を得たところで積極的な調査権限とかは恐らくないですし、強制的にその戸籍を付与する手続は取れないと思うので、結局のところは、本人に確認していくことになると思うのです。

ただ、その意味で、先ほどご意見があったように、当然母親の利益が害されるというか、意思が尊重されない部分があると思うのですが、この場合はちょっと仕方ないのかなという気は少ししています。

(委員) 手続上、母親の意思を確認したうえで認めるということは可能ですか。

(総合窓口課長補佐) 恐らく、この問題が出てくるとき、まだお子さんは未成年で、法定代理人が母親等になっているのではないかと思います。そうしますと、やはりお母さんの意思に基づいてこの手続を進めていくという形になりますし、当然、お母さんの同意のもとに情報提供をいただけるわけですから、このような場合には、市がお母さんの本籍地情報を収集することについても、一つの考え方ですが、特に問題がないとも言えるのかなと思います。

(委員) その際に、お母さんのほうにいろいろと質問をして、また、お子さんの利益についても丁寧に説明をして、それで納得いただいた上でということであればよいのですが。もちろん、それでもなお、もろもろの事情があって少なくとも今はしたくないというケースもあるかと思いますが、母親の意思を尊重するという意味では、そのような手続をとったほうがいいのかと感じます。

(会長) たびたび申し訳ありませんが、ここで審議するのは、本籍地の情報を収集することですか。それとも、法務局へ提供することですか。どちらでしょう。

(総合窓口課長補佐) 市に求められているのは、無籍者の情報を収集して、それを報告することと、法務局へ相談に行くように案内し、促すことの2点です。

(会長) その場合の報告というのは、具体的な情報を法務局に提供することですか。

(総合窓口課長補佐) 先ほどご説明しました資料13ページの表に示されている事項を報告する。法務局では、相談者があったときに、予め市が収集し報告したその情報に基づいて正しい手続の案内をするという流れになっています。

(委員) では、その情報は市役所の戸籍担当のところにとどまるということですか。

(会 長) とどまらないですよ。正確には収集と移転、両方ありますから、結局、収集段階で同意が得られたとしても、同時に、移転についても同意を求めることになってくると思うのですが、多分、それでは、法務局は全く納得しないと思うのです。そこに同意の条件をかけたら、正直言ってあまり意味がないというか、向こうは、そうではなくて把握したいと言っているわけですから。そこはどうなのでしょう。

(総合窓口課長補佐) 例えば、お母様の同意が得られず、母の戸籍欄を空欄で出したとしても、その方がいずれ法務局へ相談に行ったときは、当然そこで法務局がお母さんの本籍地を聞き取り、手続の方向性を検討することになりますから、あえて府中市で収集する必要があるのかどうか。国はそれをしなさいという指針を出しておりますが、府中市としては、市で収集して報告するか、それとも市では収集せずに法務局を案内し、そちらで収集してもらうのか、市長が判断して対応していきたいと思っております。

(委 員) 今のところ、府中市としては、その情報については、本人の了解がないうちは、法務省には上げない予定なのですか。

(総合窓口課長補佐) 昨年の10月分からこの報告が始まりましたが、幸い現在まで該当者なしということで、まだ報告は一切上げておりません。この審議会の委員さんのご意見を聞いた中で、もし該当があったときはどうするかの判断をしていきたいと考えております。

(委 員) それでは、法務省への報告という部分については、今回の審議事項から除くと考えていいのですか。

(総合窓口課長補佐) 報告はさせていただきたいと思っておりますが、それは、無籍者の通称名とか、いわゆるお母様の本籍地以外の情報についてであって、母親の本籍地情報について、聞きとって記載して報告するのか、聞き取らずにその欄を空欄にして報告をするのか、その判断が懸念事項になっております。

(委 員) そこまで報告するなら、お母様の本籍地だけ空欄にしてもあまり意味がないのでは。法務省は、それだったら教えてくれとは言わないのですか。

(総合窓口課長補佐) 何で記載しないのかという連絡は、恐らく来ると思います。

(委 員) その人にとって戸籍があるということは基本的なことですよ。そうであれば、無籍者が有籍者になることを促進する、無籍者にも有籍

者になるために最大の努力をしてもらう、それでいいのではないですか。母親の不利益は二の次に考えていいのでは。

- (委員) 戸籍があるということで、その人の不利益になるということは。
- (会長) 本人にとって特に不利益が生じるということはまずあり得ないと思います。
- (委員) それなら、やはりとれるように最大限の努力をすべきではないでしょうか。親の事情でそうなったわけだから。
- (委員) 私の考えでは、まず、こういった戸籍の問題が、条例第8条の収集禁止事項に当たるのかどうかというのをまず考えるべきで、当たるとすると要件が重くなるので、本籍地が社会的差別の原因となる事実に関する事項に当たるかというところが、まず一つ思うところであって、その上で本籍はそこまで社会的差別の原因となるようなものではないと考えるのであれば、必要性和相当性はある程度緩やかに考えられると思うので、福祉という観点から、多少具体性を欠いたとしても収集してもいいのではないかという気はいたします。そのところをどのように考えられるのかと思ひまして。
- (会長) このセンシティブ情報については、例えば個人情報保護法とかには定義がないのです。世界的に見て、出自、いわゆる戸籍に相当するものは、国によっては存在しないので、そもそもセンシティブ情報に当たるかと言われた場合にイエスかノーかがなかなか言いづらい。ただ、週刊誌などで有名人の出自についていわゆる同和地域の出身ではないかと書かれていたりする場合、多分戸籍から見ているのだと思うのです。そういったものを調べたりとかする人がいないとは言えないので、社会的差別につながるという問題はあるかもしれないです。ですから、この論点は、本当に見方の問題で、そこは多分、どちらかという決定的な結論はなかなか出ないと思うのですが。
- いずれにせよ、この審議会では、必要性を認めるか、先ほど同意があれば認めるという意見もあり、もちろん同意があれば私も何の問題もないと思うのですが、恐らく法務省が求めているのは、同意がないケースでも集めてもらってもいいですかと言っているのだと思うのです。
- そこで、どちらにするかというのを決めなければいけないと思うのです。本人が動いてくれれば、別に何の問題もなく、法務省でやってもらおうがこちらでやってもらおうがどうでもいい話になってくるので、問題になるのは、この府中市で本人の同意や確認は取れないけれども、そういったことを集めて出していいですかというところなのかと思うのです。

(委員) 先ほどの、本籍地がセンシティブ情報に当たるかどうかの話ですが、関東だとそんなに多くはないですけども、関西とか九州に行きますと部落差別の問題があって、ものすごく差別が厳しいですね。全てにわたってもものすごい差別があります。

(会長) 会社の採用試験などに際して、あえて出せと言ってくるのです。

(委員) 現在は、転籍といって手続的に本籍を変えることができますので、一見わからないケースもありますが、それでも遡っていけばすぐわかりますので、かなり強くセンシティブな問題だと思います。

(委員) 「特に」という条件も入っているので、単純に福祉というだけではなく、より具体的な必要性や相当性といったものがないといけないのかなという気はちょっとします。仮にそういうものを認めるなら、その辺を説明する必要があるので、どう説明するかというのはあります。

(総合窓口課長補佐) 委員さんからいろいろとご意見をいただいたのですが、最終的には本籍地情報の提供先が、あくまでも国の機関、法務局に限られていますので、当人との話の中で、あらかじめ国に情報提供をいたしますと説明した上で、ある程度、同意も得つつ、提供していかざるを得ないのかなというのが、私ども担当課として今思っているところでございます。

(会長) ありがとうございます。

(委員) 私が思うに、こういう問題は今後ますます増加する傾向にあるのではないかと思うのです。そういった中で、今のところ、無籍者本人、またはお母さんに対する罰則というのが法的にはないけれども、これが大幅が増えてくるということになると、罰則までいくかどうかわかりませんが、ある程度のペナルティといったものも国は決めていかざるを得なくなってくるのではないかと思います。今はその初期の段階であると。

ですが、我々としては、はっきり把握できないという状態の中で、平等ということ考えたときに、そういった情報を提供して、なるべく戸籍に入ってもらって、みんな一緒だという形に持っていくことについては、協力していくのが当然ではないかというのが私の考えなのですが、いかがでしょうか。

(会長) わかりました。ほかにご意見がありましたら、おっしゃっていただいて。もし、ないようでしたら、差し当たり決を採るしか方法がないと思います。情報を収集して法務省に移転することについて認めるか

認めないかということで。

(委 員) 無籍者の母親の本籍地を確認したときに、それを法務局に報告するというのですが、その場合、市の事務として、収集した情報を用いて、無籍者の戸籍を新たに作るということはないということですか。

(総合窓口課長補佐) 当人から市役所に申し出をいただいただけでは、当然戸籍を作ることはできません。なお、成人になった無籍者の方が来られて、既に届け出をすべき母親が亡くなっているとか、自身の出生の事項がよくわからないといった場合には、就籍届出と言いまして、これも家庭裁判所に申し出をしていただくと、新たな戸籍を作ることができます。また、例えば、当人が痴呆症で過去のことが一切わからない、親族もいないといった場合には、その人が別に戸籍を持っている可能性もありますので、国に確認・認定してもらった上で、新たな戸籍を作ることができます。

ですから、成人してからの届け出と、まだ未成年者の母親がいる場合の届け出では若干手続が異なるところもありますが、いずれにしても、裁判所の許可を受けてからの記載になりますので、市単独での記載ということとはできないことになっております。

(会 長) 勝手に戸籍を作られてしまうようなことはないですねという確認だと思います。多分、本人が何らかの手続をしなければ作ることはないはずなので、それは問題ないのかなと思います。

(委 員) 当事者たちにとっては、これを収集されたところで結局はあまり意味がないというか、表面に出てくる処理ではないわけですから。

(会 長) 意味はないと思います。その次のステップが必要なので。すごく変な話ですけども、実際あまりこだわらず、ご本人が積極的に情報を開示しようとしなければ、結局知り得ない場合もたくさんあると思います。

そうしましたら、今の1の案件、戸籍の記載がないものに関する情報の把握及びこれに対する支援事務、これについてご承認いただける方は挙手をお願いいたします。

(委 員) --- (挙 手) ---

(会 長) ありがとうございます。
では、1の事務については承認ということで、よろしく願いいたします。

それでは、次の2「家庭教育学級」で、学級申込者の児童に対して収集する健康情報、これを収集することが許されるかということにつ

いて、ご意見がありましたらお願いいたします。これはあまり問題がないように思うのですけれども。

(委 員) --- (「異議なし」との声あり) ---

(会 長) では、承認ということでよろしくお願いいたします。

次に、3番目、今度は「府中市の在宅障害者(児)の委託型緊急一時保護事業」について。介護の必要な障害者や障害児について、市のほうで から までの事項につきまして情報を収集できるかということですが、これも問題はないと思うのですけれども。

(委 員) 恐らく、センシティブ情報であるが特に必要なのだろうと思うので、後はむしろ、収集した後の管理をきちんとしていただければ、収集する必要がある、特に必要な情報ではないかと思います。

(会 長) ほかに、ご意見はございますか。

(委 員) 委託型緊急一時保護事業とはどういう事業なのか、よくわからないのですが。

(障害者福祉課長補佐)

朝日町に「みずき」という障害者の支援施設がありまして、通常は法律に則った「短期入所」という障害者福祉サービスを委託していますが、このたびは、それとは別に、法律に則っていない緊急一時保護事業を始めるということで、施設内の一画をカーテンで仕切り、ベッドを設置したものです。事業の内容としては、心身の障害のあるお子さんや障害者の方について、普段居宅で介護されている親御さんなどが、例えば、今日は保護者会があるとかが、または、冠婚葬祭で実家に行かなければいけないとか、あるいは、急病になってしまったとか、そういったときに、施設でお預かりして、生活していただくというものです。あと、本当は余りあってはいけないことですが、虐待があるようなときに、施設で一時的に保護するということも考えております。

(委 員) ありがとうございます。よくわかりました。

(会 長) では、承認ということでよろしいでしょうか。

(委 員) --- (「異議なし」との声あり) ---

(会 長) ありがとうございます。

では最後、4つ目の「放課後子ども教室事業」です。これも問題はないと思うのですが、よろしいでしょうか。

(委 員) --- (「異議なし」との声あり) ---

(会 長) ありがとうございます。
では、承認ということをお願いいたします。
審議事項は以上となります。ご審議ありがとうございました。
それでは次に、議題(2)報告事項「個人情報取扱事務届出の一覧について」、事務局よりご説明をお願いいたします。

(広報課長補佐) まず、「報告事務一覧表」についてご説明いたします前に、資料43ページ、見出し の府中市個人情報保護に関する条例の第9条をご覧ください。この条文は、実施機関が個人情報を取り扱う事務について明らかにするとともに、自己の個人情報の開示請求等に資するため届出を目録として記録し、市民の閲覧に供することを定めたものです。この中の第1項で、実施機関は継続して行う個人情報を取り扱う事務を新たに開始しようとするときは市長に届け出ること、第3項で、届け出た事務を変更・廃止したときは市長に届け出ること、さらに第4項で、当該届出について市長は市議会に報告すること、そして第5項で、目録を作成し、一般の閲覧に供することが定められております。本報告は、この第9条に基づくものです。

それでは、資料39ページの資料3、「報告事務一覧表」にお戻りいただき、「新たに目録に追加する事務」をご覧ください。事務の詳細につきましては省略させていただきますが、いずれも、記載の事務について申込者、参加者等の氏名、住所、電話番号等を取り扱うものです。なお、先ほど諮問させていた事務につきましても、新たに登録が必要なものについては掲載させていただいております。

続きまして、資料下段にあります「目録から削除する事務」につきましても、いずれも事務事業廃止のため、目録から削除するものでございます。この追加、削除により、目録への掲載は現在の488事務から493事務になる予定でございます。

続きまして、裏面40ページをご覧ください。既に届け出た事務の内容を変更するものにつきましては、事務の移管による所管部課の変更や記録媒体に電磁的媒体を追加するものなどでございます。以上、簡単ではございますが、説明を終了させていただきます。

(会 長) ありがとうございます。
それでは報告事項について、委員の皆様からご質問等がございましたらお願いいたします。
よろしいでしょうか。それでは次に進みたいと思います。次第の3「その他」について、事務局から何かございますか。

(広報課長補佐) それでは、本日お配りしました「社会保障・税番号制度について」

という見出しの資料に基づきまして報告させていただきます。

社会保障・税番号制度とは、皆さんご存じのことと思いますが、個人情報保護に十分配慮しつつ、社会保障、税制度及び災害対策に関する分野におきまして、特定の個人を識別する番号を利用し、連携を図ることで行政運営の効率化と国民の利便性を高め、公平かつ公正な社会を実現する社会基盤となるために行われるものでございます。

平成25年5月に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法が成立したことによりまして、平成27年10月には住民票を有するものに個人番号が通知され、平成28年1月には個人番号の利用が開始される予定でございます。

それでは、資料の「2 番号制度の概要」につきまして、ご説明いたします。

まず「(1) 導入目的」でございますが、住民票を有する者一人一人に唯一無二の番号を付して、社会保障、税制度及び災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関が保有する個人情報同一人の情報であることを確認するために活用してまいります。

「(2) 制度の仕組み」でございますが、「ア 個人番号の付番」としまして、氏名、住所、性別及び生年月日、これらを基本4情報といいますが、こちらと関連づけられている12桁の個人番号、いわゆる「マイナンバー」を付番いたします。

次に、「イ 情報連携」としまして、複数の機関が保有している個人情報をひも付けし、相互に活用いたします。情報連携に当たりましては、情報提供ネットワークシステムを利用することが義務付けられており、その利用事務は番号法で明確化されています。具体的には、年金、雇用保険、医療保険の手続、生活保護、児童手当その他福祉の給付及び確定申告などの税の手続などで必要になります。

次に、「ウ 本人確認」としまして、個人が自己を証明するため、希望者に対し、マイナンバーと基本4情報及び顔写真を記載し、ICチップを搭載した個人番号カードを交付いたします。

続きまして、「(3) 利用範囲」でございますが、マイナンバーは、社会保障、税制度及び災害対策の行政手続に限り使用することとなります。なお、番号法で定められた目的以外にマイナンバーを使用することはできず、不正使用等があった場合は処罰の対象となります。

次ページ、「(4) 個人情報保護の仕組み」でございますが、制度及びシステム面により保護が図られております。内容をご説明いたします。

「ア 制度面における保護措置」でございますが、番号法の規定によるものを除き、マイナンバーを含む個人情報、これを特定個人情報といいます。こちらの収集、保管等を禁止するとともに、その取扱い等について、第三者機関である特定個人情報保護委員会が監視及び監督を行います。また、特定個人情報を保有する場合は、事前に個人の

プライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、これらのリスクを軽減するための措置を講ずる特定個人情報保護評価を実施することが義務づけられております。さらに、自分の特定個人情報を、いつ、誰が、情報提供したのかを確認する、情報提供等記録システム、マイ・ポータルといいますが、こちらを設置することとしています。

続きまして、「イ システム面における保護措置について」でございます。個人情報につきましては、国が一元管理するのではなく、従来どおり各行政機関が保有し、他の機関の個人情報が必要となった場合には、情報提供ネットワークシステムを使用して、情報の照会・提供を行うことができる分散管理の方法を取ります。なお、行政機関間で情報連携をする際には、マイナンバーを直接使用せず、符号を用いることとなります。また、特定個人情報を保有するシステムにアクセスできる者を制限し、通信する場合も暗号化を行うなど、適切な措置を講じることとしております。

続きまして、「(5) 期待される効果」でございますが、「ア 公平かつ公正な社会の実現」としまして、所得や社会保障に係る行政サービスの受給状況をより正確に把握できることから、負担を不当に免れることや給付を不正に受けることを防止するとともに、本当に困っている者に対してきめ細かな支援が行われるようになります。

次に、「イ 国民の利便性の向上」としまして、添付書類の削減など、行政手続が簡素化され、国民の負担が軽減されます。また、行政機関が保有している自分の情報を確認することや行政機関から様々なサービスのお知らせを受け取ることができるようになります。

次に、「ウ 行政運営の効率化」としまして、行政機関や地方公共団体などにおいて、様々な情報の照合、転記、入力などに要している時間や労力が大幅に削減され、複数の業務の間での連携が進み、作業の重複などの無駄が削減されるようになります。

続きまして、「4 番号制度の今後の主なスケジュール」でございますが、平成27年10月には個人番号の付番及び通知カードの送付が始まり、平成28年1月に個人番号の利用及び個人番号カードの交付が始まります。平成29年1月には、国、機関等における情報連携、マイ・ポータルの運用が始まり、平成29年7月に地方公共団体間における情報連携が開始されます。

続きまして3ページをお開きください。「番号制度に係る府中市情報公開・個人情報保護審議会に関連する事項について」ご説明いたします。

1つは、「特定個人情報保護評価の実施」でございます。特定個人情報保護評価は、すべての事務に同一の評価を義務付けるのではなく、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与える可能性が高いと考えられる事務につきまして、より手厚い評価を義務付けております。このため、評価を実施する事務につきまして、しきい値判断を実施し

た上で、その結果に基づき、「基礎項目評価」、「重点項目評価」、又は「全項目評価」のいずれかを実施いたします。

評価の流れにつきましては、次に図示しております。特定個人情報ファイルを保有する前に実施することとなりますが、初めに、対象人数、取扱者数、特定個人情報に関する重大事故の発生の有無に基づき、しきい値判断をいたします。それに基づきまして、基礎項目評価、重点項目評価、全項目評価のいずれかを実施し、評価書を特定個人情報保護委員会に提出し、公表することとなります。このうち、全項目評価につきましては、地方公共団体等におきましては、住民等の意見聴取及び第三者の点検が必要となっております。なお、本市では、「全項目評価」における第三者点検を実施する機関として、当該「府中市情報公開・個人情報保護審議会」を予定しております。現段階では、本市では「全項目評価」に該当する事務は無いものと考えておりますが、今後、対象人数の増加や事務の見直しなどで全項目評価に該当すると判断された事務が発生した場合には、当審議会に諮問することとなります。

ページをおめくりいただきまして、関連する事項といたしまして「関連条例の整備」がございます。番号法は、個人情報保護三法の特例を定めた特別法として位置づけられており、番号法における特定個人情報の保護に関する規定は、市に対しても適用されます。しかしながら、番号法において個人情報保護三法の読替えとして規定されているもの、番号法第29条、30条につきましては、条例に適用されるものではないため、その趣旨に沿って関連する条例の整備をする必要がございます。

条例整備の方向性といたしましては、既存の個人情報保護条例を改正する場合と、新たな条例を創設する場合が考えられます。当初、条例改正で検討を進めてまいりましたが、東京都が新規条例での対応を表明しており、そちらを受けて、本市を含めた近隣自治体でも、どちらの方向で対応するかを現在再検討しているところでございます。今後、平成27年3月までには条例整備の方向性を決定しまして、審議会に改めてお諮りし、その答申を踏まえて条例を整備してまいりたいと思っております。

整備が必要な主な事項につきましては、主な項目を表にまとめて記載いたしましたので、ご確認いただければと思います。

以上が、番号法に関する報告でございます。

(会 長) ありがとうございます。

それでは、委員の皆様からこの番号制に関するご説明につきましてご質問がございましたら、お願いいたします。

(委 員) これは、もう決定しているのですね。

(広報課長補佐) はい、決定です。

(委 員) これは、行政機関だけですか。それとも、その先に金融機関とかそういうものの話も出ているわけですか。

(広報課長補佐) 今後、金融機関でも利用が検討されるとのことです。

(委 員) この番号制度と、既に導入されている住基カードとの関連性は。

(広報課長補佐) 現在、個人番号カードではなく住基カードの発行を行っておりますが、これは、今年の12月末をもって廃止となります。来年1月以降は個人番号カードに変わりますが、ただ、現行の住基カードは有効期限が10年となっておりますので、その期限までは使うことができます。期限が切れた以降は、個人番号カードに作り直すということになります。

(会 長) よろしいでしょうか。

そうしましたら、番号制度の導入については、これでご質問がないということにしたいと思います。

それでは、これをもちまして本日の審議会は閉会といたします。

本日は、本当にご協力ありがとうございました。